

全柔連発第 19-0121 号

平成 31 年 4 月 26 日

都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導員各位

重大事故総合対策委員会

委員長 磯村元信



初心者の投げ込み、乱取り、および試合までの期間について（補足再通知）

平素、当委員会の諸事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

3月に同内容の啓発文を発出しましたが、初心者の重大事故が発生する時期を迎えています。初心者はこの時期まだ受け身の技能が十分でなく、高い位置から両脚が空中に浮くような本格的な投げ技で投げられると、受け身をしっかりとるのが難しく事故につながる可能性が考えられます。初心者が投げ込み、乱取りおよび試合を始めるまで受け身を習得するための期間を十分にとることについて、これまでもお願いしてきたところですが、再度、確認をしていただくようお願いいたします。

初心者の指導に際しては、投げ込み、乱取りおよび試合を始めるまで目安を下記のとおり設け、段階的な練習により受け身をしっかりと習得してから投げ込み、乱取りや試合を行うことを、指導者のみなさんにご周知いただくようお願いいたします。

（注）この場合の初心者は基本的に小中高の児童・生徒を想定した目安であり、大学生や大人の初心者については、体力や運動経験等を考慮して全柔連の示した目安を参考に、指導者の責任で適切な開始時期を判断するものとします。

記

初心者の投げ込み（取、受とも）、乱取り、および試合までの期間

- 1 高い位置からの投げ込みは、少なくとも3ヶ月経過後
- 2 大外刈りの高い位置からの投げ込み（受の両脚が宙に浮くような投げ込み）、および投げ技の乱取りは少なくとも5ヶ月経過後
*従来は3ヶ月経過後でしたが大外刈りによる事故防止を徹底するために平成30年夏以降5ヶ月経過後としています。
- 3 試合に出場するまでは、少なくとも6ヶ月経過後

以上